

神戸大学大学院海事科学研究科博士課程後期課程課程博士学位論文作成要領

平成18年12月13日制定

平成25年 6月12日改正

平成27年 3月19日改正

学位論文の審査を願い出る者は、この作成要領に従って書類を整備すること。
書類に不備がある場合は、受理されないので、書類提出前に、指導教員及び事務室の点検を必ず受けること。

I 学位論文について

- 1 学位論文は、日本語又は英語で記述すること。
- 2 学位論文の表紙及び背表紙は、別紙1を参照すること。
- 3 規格は、A4判のサイズとする
- 4 用紙は、白色上質紙とする。
- 5 記載は、縦位置、横書きとする。
- 6 提出部数は、審査委員数とする。
- 7 ページ数を記入し、目次を作成すること。
- 8 学位論文は、複写でもよい。手書きによる場合は、楷書で丁寧に記載し、文中の外国語は、タイプ打ちすること。
- 9 既に提出済みの学位論文等は、内容を変更したり、差し替えたりすることはできない。ただし、論文の内容が大きく変わらない程度の字句、誤字、脱字等については、学位論文審査終了前に、研究科長に願い出て許可を受けた上、訂正することができる。
- 10 共著論文のうち、次の条件を満たしているものは、学位論文として使用することができる。
 - (1) 学位論文提出者が研究及び論文作成の主働者であること。
(学位論文提出者がいわゆるシニアオーサーであること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。)
 - (2) 当該論文の共著者から、学位論文提出者の学位論文とすることについての「承諾書」が得られること。
- 11 審査に合格した学位論文は、インターネットの利用により公表しなければならないので、電子媒体に保存して提出すること。

II 論文内容の要旨について

- 1 規格は、A4判とし、縦位置、横書きで記載して、ホッチキス止めすること。
- 2 論文題目（副題を含む。）は、提出する学位論文のとおり記載すること。
- 3 本文は、2000字～4000字でまとめること。
(英語の場合は、1200語～2400語でまとめること。)
- 4 論文が何章かに分かれている場合は、章ごとに順を追って記載すること。
- 5 記載に当たっては、Iの1、6、7の要領によること。
- 6 審査に合格した学位論文の内容の要旨は、インターネットの利用により公表しなければならないので、電子媒体に保存して提出すること。
- 7 提出部数は、審査委員数とする。

III 学位論文審査願について

学位論文の部数は審査委員数とする。

また、論文目録の部数は審査委員数にかかわらず2部と記入すること。

IV 論文目録について

- 1 題目について
 - (1) 題目（副題を含む。）は、提出する学位論文のとおり記載すること。
 - (2) 英語の場合は、題目の下にその和訳を（ ）を付して併記すること。

1 氏名について

戸籍のとおり記入し、通称・雅号等は一切用いないこと。(他の書類についても同じ)

2 現住所について

- (1) 住民票に記載されている住所(公称地名・番地)を記入すること。
- (2) 通信上支障のないよう、団地名、宿舍名、番号等も記入すること。

3 学歴について

- (1) 高等学校卒業後の学籍について、年次を追って記入すること
- (2) 入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動について、もれなく記入すること。
- (3) 在籍中における学校の名称等の変更についても記入すること。
- (4) 本研究科における学歴については、次の要領で記入すること。

平成〇〇年4月1日 神戸大学大学院海事科学研究科海事科学専攻
(博士課程) 入学(又は進学)

平成〇〇年3月25日 神戸大学大学院海事科学研究科海事科学専攻
(博士課程) 修了見込み

4 職歴について

- (1) 常勤の職について、その勤務先、職種等は年次を追って記入すること。
ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては記入すること。
- (2) 現職については、当該職について記入した箇所に、[現在に至る]と明示すること。

5 学会及び社会における活動等について

- (1) 学位審査の参考になると思われる学会活動及び研究歴について、年次を追って、又は事項別に記入すること。
- (2) 学術に関する研究歴として記入する事項は、およそ次のようなものがある。
 - イ 研究課題(共同研究を含む。)に関するもの。
 - ロ 研修に関するもの
 - ハ 学術調査に関するもの
 - ニ 学術奨励金に関するもの
- (3) 学歴又は職歴として記入することが適当なものについては、この欄に重複して記入しないこと。

6 賞罰について

特記すべきものと思われるものを記入すること。

VI 参考論文について

学位審査のために必要があるときは、参考として他の論文を附加提出できる。
その場合、当該論文の抜粋等を学位論文と同数提出すること。

附 則

この作成要領は、平成25年6月12日から施行する。

附 則

この作成要領は、平成27年4月1日から施行する。